

- [Global Press](#)

【欧州の視座で考える3. 11】(4) 原発事故を想定した安定ヨウ素剤の備え を問う

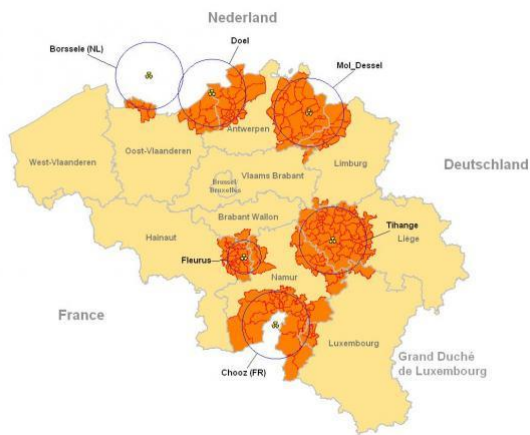
[川崎陽子](#)

2013年03月05日



🔍 (写真1) 压力容器のひびが見つかった原発＝2011年9月の脱原発デモで、筆者撮影

ベルギーで昨年夏、原発2基の压力容器に1000カ所単位のひびが見つかり運転を停止した(写真1)。そのうちの1基から70kmも離れた隣国ドイツの地方紙は、「州政府が安定ヨウ素剤の備蓄準備に着手し、オランダではすでに中央備蓄所から国境地域に運ばれた」と、この件に関連付けて報道した。陸続きの欧州では、隣国の原発の故障や事故は他人事ではない。



🔍 ベルギーのヨウ素剤無料配布地域 = Belgium

Crisis Center-Home Affairs

「安定ヨウ素剤（ヨウ素剤とも略）」とは、原発事故の際に放出される放射性ヨウ素が、体内に取り込まれてもたらす甲状腺ガンを防ぐため、前もって服用するヨウ化カリウム製剤のことだ。その効果について、ドイツ連邦環境省のホームページにある説明を引用しよう。「チェルノブイリ原発事故後、放射性雲（プルーム）が通過したポーランドでは、1050万人の子どもと700万人の大人に安定ヨウ素剤を服用させた。おかげで、その後甲状腺ガンの増加はみられなかった。一方、服用させなかったベラルーシでは、極めて稀な小児甲状腺ガンが100倍も増加した」。

チェルノブイリの教訓もあって、筆者が住むベルギーおよび隣接するフランス、ドイツ、オランダでは、すでに3.11以前から原発事故を想定し、ヨウ素剤を直ちに配布、服用させる体制を整えていた。ベルギーとドイツの例を参考に、日本の現状を考えてみたい。

■ベルギーとドイツの備え

ベルギーではヨウ素剤無料配布を行っている。当初の配布対象範囲は原発からの半径10km圏内（1999年）だったが、やがて20km圏内（2002年）に拡大した。2011年春にも、20km圏内の住民は最寄りの薬局でヨウ素剤を受け取るよう呼びかけた。10錠入りの箱（写真2）には、公用語3ヶ国語と点字の注意書きがあり、中に詳細な説明書が入っている。在日ベルギー人には、3.11後に同じものがベルギー大使館から郵送された。

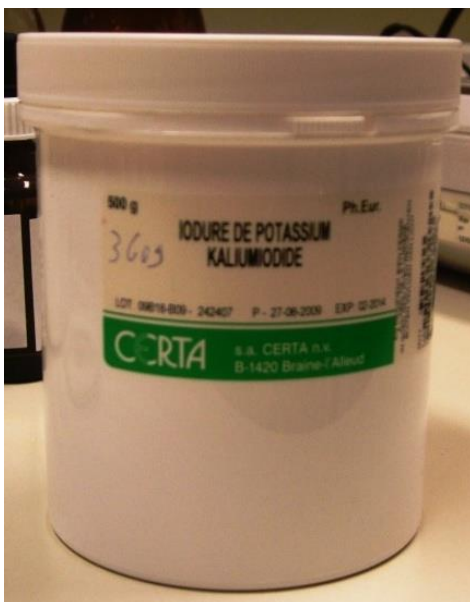


(写真2) 20 km圏内に無料配布されるヨウ素剤の外箱

素剤の外箱

筆者の住む町は、昨年問題が発覚した原発から60 km離れているが、常に風下に位置している。最近地元の緑の党議員から「あの原発付近は過去に何度か地震が発生したが、耐震性は不十分」と聞いただけに、気になるヨウ素剤について町内の薬局に尋ねてみた。

国内の薬局には、原発からの距離には関係なく、ヨウ化カリウム粉末500 g (写真3) の常備が義務付けられているという。事故発生後に当局の指示で、40歳以下の住民を対象にこの粉末を調剤する(大人用はカプセル、子供用はシロップ)。配布時の連絡体制についても、過去にスムーズに行った鳥インフルエンザなどの疫病対策と基本的に同じなので問題はないと聞き、ひとまず安心した。



(写真3) 薬局で常備しているヨウ化カリウム粉末

一方ドイツでは、ヨウ素剤は原則として事故発生後に防災当局が無料配布するため、24時間以内に配布可能な場所に備蓄している。対象の内訳は、「原発から半径25 km圏内では45歳以下」、「25~100 km圏内では18歳以下と妊婦および授乳婦」とベルギーより細かい。日本では、40歳未満を対象にヨウ素剤を配備していた緊急時計画区域は、原発から10 km圏内だった。しかし、ドイツで

はなんと100km圏内までの服用の必要性を、コンピュータによる放射能拡散予測から決定しているのだ。

■ 3. 11後のヨウ素剤をめぐる混乱

3. 11当時、日本でもヨウ素剤は必要量が確保され、適切に配備されていたが、有効に活用されなかった。配布日時と人数を把握しているのは、原発から45km離れた三春町だけだ。同町は、予備知識が全くなかったヨウ素剤を調達し、風向きを調べて40歳未満の住民に配布・服用させた。その背景には、当時三春町に常駐していた現大熊町役場災害対策本部生活環境課長、石田仁さんの原発事故防災に関する豊富な知識に基づく判断と助言があった（朝日新聞連載「プロメテウスの罠 吹流しの町」参照）。

昨年夏、会津若松でお会いした石田さんは、次のように語った。

「三春町がヨウ素剤を配布した際、県から薬事法違反だから回収するよという指示がきた。国や県の指示がないのに勝手に配布して飲ませたといわれるが、放射性ヨウ素のプルームがくることが分かった以上当然の措置だった。指示を出さなかったほうがおかしいと思う。大熊町にも言ったのだが、医者もいない指示もないということで、（服用させるという）判断に至らなかったようだ」。

筆者が腑に落ちないのは、「医療関係者の立会いがない」という理由で、せっかく配備があったのに配布や服用が見送られたり、自主的に配布服用させた三春町が咎められたりしたことだ。服用しない場合の甲状腺ガンというリスクに対し、服用によるリスクを重視しすぎては本末転倒だろう。実際、ポーランドでも日本でも重篤な副作用の報告はなかった。

ヨウ素剤は薬事法で処方箋を必要としない。ドイツでも同様に、100km圏外でも常備しておきたい人は、いつでも薬局で買える。注意点は、空腹状態で服用しないことくらいだ。子どもおよび妊婦や授乳婦に優先的に服用させるほど安全で、「服用してはいけない人、もしくは医師に相談するべき人」という注意書きさえ守ればよい。すでにベルギーでは10年以上前から、原発周辺の家庭で常備が推奨されている。事前にヨウ素剤に関する予備知識を理解しておけば、非常時にわざわざ医療関係者の立会いを待つ必要はないのだ。

服用方法にも問題があった。「6歳以下には安定ヨウ素剤の粉末を、滅菌蒸留水か精製水か注射水で溶かし、適量のシロップを加えて、正確な服用量を飲ませる」という旧原子力安全委員会の資料は、災害時に全く役立たなかった。福井県は、子どもにも飲みやすい錠剤などの開発を国に求めているが、まだ実現していないという。



🔍 (写真4) 割りやすい形状のヨウ素剤錠剤

ベルギーやドイツで配布される錠剤は、飲み物（水、牛乳、ジュースなど）に溶かして服用する。ベルギーの錠剤（写真4）を見ると、乳幼児に与えることを考慮して、割りやすい形状になっている。また、日本では3年間の使用期限が両国では10年間だ。ドイツでは、期限切れの大量廃棄を避けるため、使用期限がもっと長いヨウ素剤開発も検討しているという。日本だけが、同様の錠剤を用意できないはずはないだろう。

■小児甲状腺ガンが確認されても決まらぬ日本の備え

3. 11後のヨウ素剤に関する国の動きをみると、信じ難いほど進展がない。まず、国会で浜田昌良参議院議員が提出した「安定ヨウ素剤をめぐる政府の混乱に関する質問」と、当時の野田佳彦首相からの答弁書（注）を一部抜粋する。

（浜田議員の質問主意書 九）今般の事故に際しての安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する混乱を踏まえ、政府としてどのような反省をし、どのような改善を行ったのか。また、原子力発電所立地自治体にどのような周知を行ったのか。いまだ行っていないのであれば、それは何故か。具体的に明らかにされたい。

（野田総理の答弁書）お尋ねの安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関する改善については、原子力防災体制の見直しの中で検討してまいりたい。

この具体性のない答弁書の日付は、2011年10月7日である。ようやく2月27日の原子力災害対策指針（改定案）で詳細が決まったかと思っただが、5km圏内でヨウ素剤を事前配布するという以外の詳細決定は、またもや先送りされた。ヨウ素剤を備蓄しながら配布せず、服用もさせなかった市町村の担当者など、実際に現地で混乱を経験した人たちの貴重な知見を、なぜもっと早く徹底的に生かそうとしないのだろうか。3. 11の経験を活かせば、諸外国よりもはるかに現実に即した対策を講じられるはずだ。

2月13日に発表された2011年度の小児甲状腺検査結果では、3名の甲状腺がんが判明し、その疑いのある子どもが7名と、恐れていた事態が現実になりつつある。前出の石田さんは、後になって放射性ヨウ素による被曝がわかったので、早急に被曝検査をしてほしいと県に要望したそうだが、子どもたちが検査を受けたのは2011年9月以降だった。ヨウ素剤服用指示を出さなかったばかりか、被曝後の検査にも消極的な福島県知事の責任は、もっと追及されるべきだろう。

「ふくしま集団疎開裁判」で弁護団を務める井戸謙一さんは、放射性ヨウ素が最も大量に流れたいわき市方面で、迅速な検査が行われていないことを危惧している。チェルノブイリ事故1年後の記録では、ベラルーシで4名が甲状腺ガンだったとい

う。日本ではすでに3名が判明、疑いのある子どもが7名ですすでに合計10名にもなる。しかも、この人数には2012年度の調査で甲状腺ガンの疑いがあるとされた子供は入っていないのだ。

もうすぐ3.11から丸2年が経とうとしている。県も国も、チェルノブイリから何も学ばず、安定ヨウ素剤の適切な配布と服用指示ができなかった。しかし、フクシマの教訓をいまだに生かさず子どもたちの被曝対策をこれ以上先送りすることは、もはや許されることではない。

(注) 野田佳彦首相(当時)からの2011年10月7日付答弁書([内閣参質一七八第三三号](#))

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.